



全日ア連総務第 18-017 号
2018 年 5 月 21 日

加盟団体 会長・部長 殿

(公社)全日本アーチェリー連盟
理事長 宮崎 利帳
(公印省略)

会員(選手・指導者)の責任ある行動と自覚についてのご案内

新緑の候 各位には日頃よりアーチェリーの振興発展にご尽力をいただき、深く感謝とお礼を申し上げます。

さて、昨今の報道等でお気づきと思いますが、山梨県アーチェリー協会の男性主任強化コーチが、指導する複数の高校生たちに対してセクハラ・パワハラ行為をしたニュースが報道されました。

本連盟にはすでに被害者より通報が寄せられ、山梨県の会員資格停止処分と射場への立ち入り禁止、そして中学生・高校生への接触(SNS 等含め)を禁止する処分が言い渡されているにもかかわらず、処分後も、男子生徒への接触・SNS の送信男子・県外の試合となると別で選手の応援や女子の強化コーチだった経過から何かしら理由をつけては顔をだし、うろうろしながら色々な人に声をかけやお話しをし、山梨県選手の近くへ不用意に接近している状況があり、保護者より連盟としての対策と対応について要請が出されました。申し出を受理し本連盟の定める規程に基づき倫理委員会を立ち上げ、被害者、加害者より聞き取り調査を進めていた矢先でのニュースとなりました。

新年当初に連盟として、1月15日付けにて「会員(選手・指導者)の責任ある行動と自覚についてのご案内」文書を送付しましたが、改めまして加盟団体に登録している会員(選手・指導者)はもとより、アーチェリーに関わるすべての関係者に対し、競技、日常生活の場に関わらず、責任ある行動と自覚を持つように、より一層教育と指導を徹底されるよう再度お願いいたします。

本連盟の倫理規程・ガイドライン、行動規範等の再確認をし、会議・大会等を利用して学習会を開催してください。特にパワハラ・セクハラを明確にする立場を表明するとともに、アーチェリー技術指導において、押し手・肘・顔向け・腰の位置等の指導や体調管理などの目的で選手の身体に触れるときは、選手本人の了解を得るとともに、なぜ必要かの説明を行い同意の上に指導してください。1対1の指導を避け他者に同席を求めるなどして、選手に誤解を与えることがないように配慮することも必要です。(公財)日本スポーツ協会のスポーツ指導者のため・倫理ガイド等を参考に学習会をすすめると良いと思います。

また、「アーチェリー安全対策」の確認と事故防止について、引き続き競技会の開催中と練習中を問わず、貴協会(連盟)役員そしてすべての会員の皆様には、これまで以上の安全意識をもってアーチェリーに取り組んでいただき事故の未然防止及び事故発生後の適切な対応など、安全・安心な活動の運営に努めていただきますよう、深くお願い申し上げます。

敬具